

中国貿易政策の歴史的変遷に関する一考察

伊藤 孝夫* 白石 尚子** 張 錦浩***

A Consideration on the Historical Changes of the Foreign Trade Policy in China

Takao ITO* Naoko SHIRAISHI** Jinhua ZHANG***

Abstract : In order to discover the relationship between the foreign trade policy and the economic growth, the authors surveyed most of the historical documents and files of foreign trade and divided its history into three parts such as economic recovery period, planned economic period and planned market economic period because there are definite character of foreign trade policy in each period. Based upon this viewpoint, the authors analyzed the historical process of the foreign trade policy in China in this paper. It is obvious that the foreign trade policy plays an important part in the growth process of China and one of the most important issues is the gaps between various areas. New development will be realized in the near future if the conflict of unbalanced regional development in China will be settled. In other words, a systemized foreign trade policy is required for further development in China.

Key words : the cultural revolution, planning economy, planning market economy, economic growth

1. はじめに

現在、高度成長を実現し続けている中国は、「世界の工場」として大きくクローズアップされている。GDP は年々上昇し、2000 年に初めて 1 兆ドルを突破して以降、2002 年には世界第 6 位となっている。このような経済成長を実現している背景には市場開放の政策が実施されたためと考えられる。その過程で最も重要な要因の 1 つとなるのが対外貿易政策である。私たちは中国対外貿易の歴史的変遷の角度から中国の対外貿易政策と中国経済の発展との関連を明らかにすることを本稿の目的とする。

2. 中国の対外貿易政策の歴史的推移

一般的にいえば、先進的の科学技術ばかりでなく、自国の経済発展にとって十分な必要な自然資源を保有することは不可能である。従って、自国の経済を発展させるためには、対外貿易を積極的に展開する必要がある。

ここで言う対外貿易とは、国家間の経済的取引を意味するものである。その国際的経済取引を通じて、国家間および地域間の平等互惠の経済活動を推進し、国民経済の発展

を促進する役割を果たすものである。その役割を果たすかどうかはそれぞれの対外貿易政策によって規定されるものである。

対外貿易政策は、輸出入の規模だけでなく国民生活水準の向上にも影響を与えるものである。1949 年建国から WTO 加盟までの約 50 年間において、中国の対外貿易は、国民経済回復期、計画経済期および計画・市場経済混合期の 3 段階に分けられる。

2-1 国民経済回復期（1949～1952）

1949 年 10 月 1 日に中華人民共和国が建国されるまで、官僚資本、国営資本および民族資本の三つによって構成され、主に官僚資本によって支配されていた。しかし、建国後に新政権は官僚資本を没収する政策を実施し、国営貿易会社を設立した。対外貿易は国営貿易会社によって独占的に実施されたため、対外貿易は分散から集中へ、そして私営から国家統制への方向転換を実現した。ほとんどの官僚資本は海外に流出したため、対外貿易は国営貿易会社と民族資本である私営輸出入業者によって行なわれていた。1949 年 9 月 29 日中国人民政治協商会議第 1 期全体会議に採択された『中国人民政治協商会議共同綱領』“第四章経済政策”の第三十七条と“第七章外交政策”の第五十七条で、国営貿易会社の発展の促進と、国営貿易会社による私営輸出入業者の業務の規制と管理という対外貿易制度の確立を明記した。この国家統制と貿易集中を対外貿易の軸

(2004 年 12 月 8 日受理)

* 宇部工業高等専門学校経営情報学科

** 宇部工業高等専門学校経営情報学科 5 年生

*** 上海海事大学副教授

とする法律は1954年9月20日まで実施された。1949年に、沿海都市にある民族資本の輸出入企業は4,600社しかなく、従業員数合計は3万5千人であった。資金総額は現在の貨幣価値に換算すると、わずか1億3千万円であった。1950年に、これらの私営輸出入企業の対外貿易総額は国家全体の輸出入総額の33.12%を占めていた。([12,33頁])

しかし、1950年に朝鮮戦争が勃発し、中国は1950年から1953年までの間それに参戦したため、欧米諸国による経済封鎖と禁輸を受けることとなった。中国の経済は困難な状況に直面したが、“生産の発展、経済の繁栄、都市と

農村との援助、国内と国外との交流”という経済方針に従い、主に旧ソ連と東欧諸国との対外貿易を積極的に展開しながら、他の国家と地域との貿易の拡大をはかり、国民経済の回復に重点を置いた。その結果、輸出入総額は、1950年度の11.35億ドル（輸出額と輸入額はそれぞれ5.52億ドルと5.83億ドル）から1952年度の19.41億ドル（輸出額と輸入額はそれぞれ8.23億ドルと11.2億ドル）に達した([9,819頁];[12,30-36頁,125頁])。(図1を参照)

この時期の対外貿易は、戦後の国民経済の回復に重点を置いたため、本稿では国民経済回復期と呼ぶことにする。

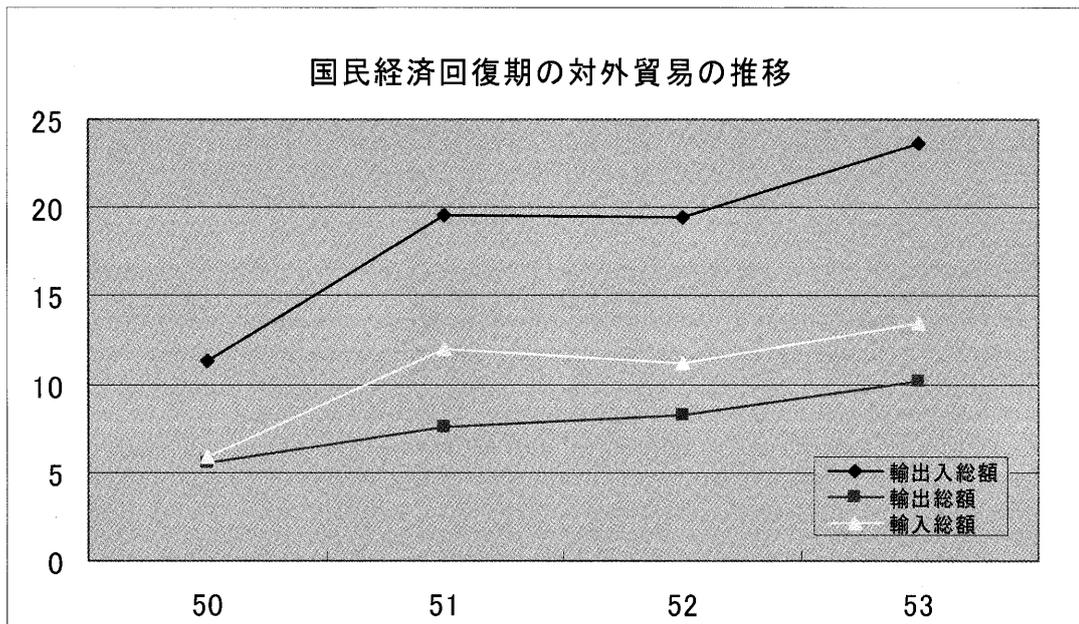


図1 国民経済回復期の対外貿易の推移

2-2 計画経済期（1953～1978）

計画経済期の貿易政策は計画経済体制の下で実施され、その発展特徴によって第一次五ヶ年計画期、第二次五ヶ年計画と国民経済調整期、文化大革命期および改革開放前の対外貿易期の四つの段階に分けられる。

第一次五ヶ年計画期は1953年から1957年までの時期である。1953年7月に休戦を実現した朝鮮戦争の後、第一次五ヶ年計画が公表され、実施されるようになった。政府は社会主義計画体制を早期に樹立するために、1956年までに国営貿易会社を発展させるとともに、私営輸出入業者に対する制限を一層厳しく対応するようになった。私営企業は「公私合併」という形で合併され、その結果、私営輸出入業者の輸出入総額は急落する一方、貿易総額に占める国営貿易会社の割合が1950年の66.8%から1957年の99.9%に増加した([12,452

頁])。国家統制と貿易集中を軸とする中国の対外貿易制度がこのように確立されるようになった。

1958年から1966年までの間は、第二次五ヶ年計画と国民経済の調整時期であった。この時期では、国民経済の政策として当時の中国の経済実力と乖離した高い経済目標を達成しようとする大躍進運動が展開されていた。その結果、国民に疲弊をもたらしたばかりでなく、経済計画も予定通りに実施できなくなった。そのため、国民経済計画を変更し、調整することが求められていた。

大躍進運動とは、対外貿易を「大進大出（大いに輸入し、大いに輸出する）」という政策を推進するものである。この大躍進運動を背景に1958年に「対外貿易の統一に関する決定」が公布され、国営貿易会社の独占経営がさらに強化されるようになった。1957年度の対外貿易総額31.03億ドルであったのに対して、1959年度は43.81億ドル（輸出額と輸入額はそれぞれ22.61億ドルと21.20億ドル）に達し、

41.19%上昇したのである([9,819 頁];[12,30-36 頁,125 頁])。

しかしながら、大躍進運動の期間中に、対外貿易を集中管理するのにとって不利な混乱事態が生じた¹。国情に合わないこの経済政策のほか、中国の最大の経済援助国である旧ソ連が一方的に経済援助協定を破棄して、一連の経済建設プロジェクトを中断させたことや1960年から1962年まで連続三年の自然災害のために、対外貿易額は1960年から連続下落し、1962年には22.63億ドルまでに減少したのである（[9,819 頁];[12,37-38 頁]）。

その後、「調整・強化・充実・向上」という一連の政策措置が実施された。1963年から1966年までの対外貿易が回復し、年平均伸び率は14.7%までに達した([9,819 頁];[12,37-38 頁])。

1966年5月から1976年10月までは文化大革命と呼ばれる時期である。文化大革命とは、政治・社会・思想文化の全般にわたる改革運動を実施したものであるが、結果的には国民経済活動に混乱や破壊そして後退をもたらしたのである。この時期の対外貿易活動は、政府指導者の更迭や国際情勢の変化の影響を受け、1971年までに横ばいの水準で推移した。文化大革命がはじまった1966年度の輸出入総額は46.14億ドルに達していたが、1969年になると再び40.29億ドルに下落した([11,904 頁])。

ところが、その後、1971年の国連における中国の議席の回復、1972年2月の中米上海コミュニケの発表、同年10月の日中共同声明の発表、そして1973年の経済改革派の鄧小平の名誉回復と職務復帰、さらにその他の多くの国家との国交回復などは、中国の対外貿易の発展にとって追い風となった。輸出入総額は、1972年から上昇しはじめた。1973年から石油を輸出しはじめたため、輸出入総額は109.7億ドルに達したのである。1975年の石油輸出シェアは、輸出入総額の10%を占めるようになった。1972年に、国民経済を整頓する適切な措置が実施されたため、1975年度の輸出入総額は史上最高の147.51億ドル（輸出額と輸入額はそれぞれ72.64億ドルと74.87億ドル）の好成績を収めた([12,38-39 頁])。

しかし、1975年から“右傾反発風潮を反撃せよ”という鄧小平を批判する運動が起こったことにより、1976年10月まで、対外貿易の進展がほとんど見られなかった。1976年度の輸出入総額は134.33億ドル（輸出額と輸入額はそれぞれ68.55億ドルと65.78億ドル）までに落ち込み、1975年度の輸出額に比べると

13.18億ドル、8.9%下落したのである([12,38-39 頁])。

1977年から1978年までの2年間は、改革開放前の対外貿易期である。文化大革命は1976年に「四人組」が逮捕されるとともに、完全に終了したが、1978年12月の中共十一期三中全会までの間に、対外貿易は旧体制の下国営貿易会社が独占していたままであった。その後、新たな経済政策が実施された。対外貿易政策の規制緩和が実施され、国営貿易会社のほか、私営輸出入業者の貿易活動も認められるようになった。私営輸出入業者は自由に対外貿易を行い、貿易全体の効率が高まった。1978年度の輸出入総額は、206.38億ドル（輸出総額と輸入総額はそれぞれ97.45億ドルと108.93億ドル）を記録し、国民経済成長への寄与度²は大幅な向上を実現したのである。図2からわかるように、1978年度のGDPは3,588.1億元に達し、一人当たりのGDPが375元に達したのである([2,592 頁])。

上述のことからわかるように、貿易の拡大は国民経済の発展を促進した。計画経済の下で形成された旧対外貿易体制は当時の中国の経済状況に合致するものであり、当時の国際経済環境の下では合理性と必要性があったものであるといえよう。

2-3 計画・市場経済混合期（1979～2001）

1970年代の末期に入ると、西側諸国との貿易の割合が増大するにつれて、旧対外貿易体制の下で形成された独占経営、財政補助などの多くの弊害が中国の対外貿易発展を妨げ、対外貿易および経済全体の発展に適合しなくなった。

1979年春、中央政府が広東と福建の両省で、具体的な対外貿易開放政策を実施した。これは対外貿易政策の改革開放が本格的に始動することを意味し、これらの対外貿易政策の実施によって、輸出入総額は改革初期の1979年度の293.3億ドルから、2001年度の5,097.68億ドルに上昇し、21年のおよそ17.38倍に成長し、年平均増加率は8.28%であった([11,904 頁])。輸出入のほか、海外直接投資も急激な増加を見せている。2000年末までに承認された三資企業の合計は364,345件であり、契約金額は6,767.18億ドルであった。実際に利用した外資金額は3,486.24億ドルであった³。2000年度の対外経済協力の契約金額は149.43億ドルであったが、実際には113.25億ドルが実施されたのである。そのうち、中国側の対外請負プロジェクトの金額は83.79億ドルであり、対外労務協力の金額は28.13億ドルであった([11,905 頁])。国民経済の発展にともなって、1979年から2000年までの間に、GDPの年平均増加率は9.5%に達しており、世界一の経済成長率を実現した。それと同時に、2000年の対外貿易の依存度は43.9%にも達したのである

([11,29-32頁])。

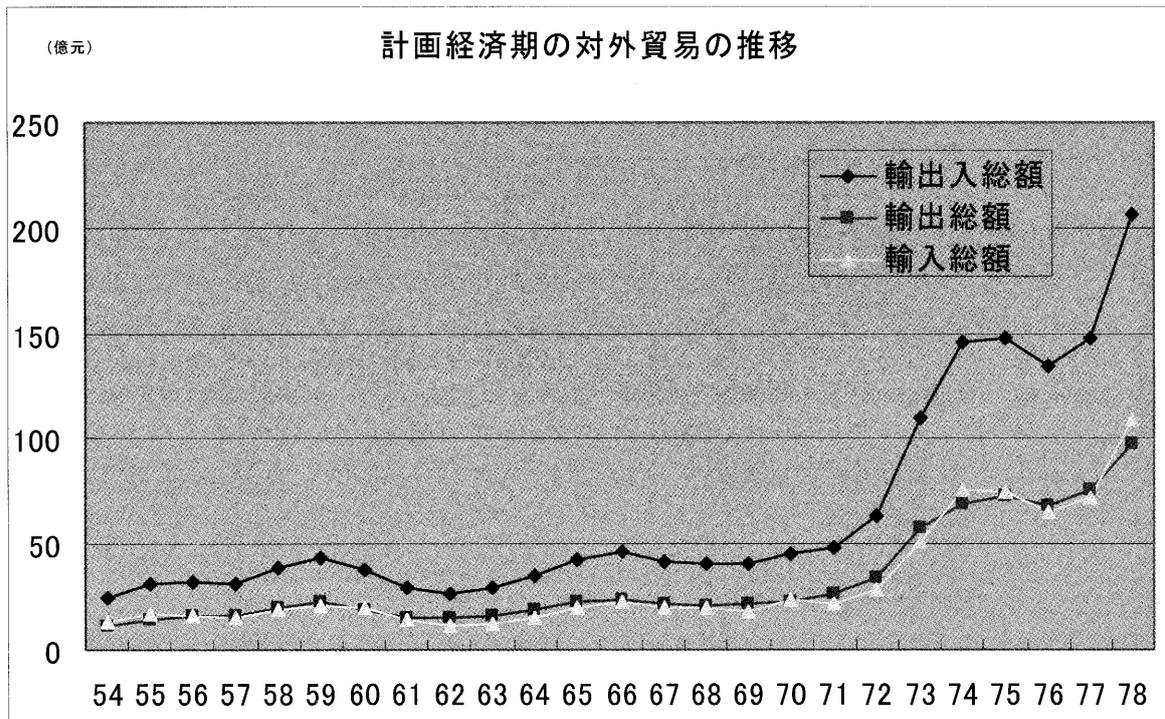


図2 計画経済期の対外貿易の推移

1979年からの対外貿易の改革は、探索段階、全体推進段階、および改革深化段階の三つに分けられる。

1979年から1987年までの探索段階は、改革の初期段階であり、貿易体制の改革は高度集中型の経営体制と単一指令性計画管理体制の改革に重点を置き、貿易経営権を私営輸出入業者に与え、指令性計画と指導性計画を市場経済に結びつけた政策が実施された。

1979年7月30日の第五期全人代常務委員会第十回会議の決定を経て、外国投資管理委員会と輸出入委員会が設立されるようになった。後者と政府の対外貿易部との関係は、従来の協調関係から指導関係に変更された。しかし、体制改革によって機構の重複による効率の低下が表面化したため、1982年3月の第五期全人代第四回会議は、輸出入管理委員会、対外貿易部、対外経済連絡部と外資管理委員会の四つの機構を合併して、対外経済貿易部として設立する決定が採択された。また、各主要都市にそれぞれの対外貿易総会社が設立された。新しく設立された対外経済貿易部は全国の対外貿易と対外経済合併事業を統一的に指導と管理を行い、地方の輸出入業務を指導することを主な業務とした。この改革の特徴は1979年以降の経済改革の新しい情勢に対応可能な組織機構の簡素化であった。

これらの組織改革と同時に、1979年7月1日に「中外合資経営企業法」という合併企業法が第五期全人代第二回会議に採択され、1979年7月8日から実施された。そのため、関係法律や一連の条例・実施規則・規定規則などの法規が公布・実施されるようになった([6];[7])。その後、対外貿易の代理制度も整備され、外国の貿易機構と多国籍企業(TNC=Transnational Corporation)の設立が可能となった^{iv}。

1980年8月から、深圳、珠海、汕頭、廈門が経済特区として認可されてから、さらに大連、秦皇島、天津、煙台、青島、連雲港、南通、上海、寧波、温州、福州、広州、湛江、北海などの沿岸都市が14ヶ所開放されるようになった([12,262頁])。輸出入業務については、業種別の対外貿易会社の集中管理からマルチチャンネルによる分散経営に移行され、それに伴って対外貿易の経営権の範囲がますます拡大された。1980年の輸出入総額は381.4億ドルであり、GDPに占める割合は6%に達したのである([1,810-812頁])。

外国の貿易機構と多国籍企業の設立とともに、1981年から対外貿易政策に関する涉外経済法規と法律が続々制定されはじめた。たとえば、同年2月10日の「税関の保税物品と保税倉庫に対する監督管理暫定弁法」、3月30日の「税関の規定費用を徴収する暫定弁法」と「中国銀行の中外合弁企

業に貸付を取り扱う暫定弁法」、8月10日の「外国の在中国機構及び要員の為替を管理する施行細則」と「外貨、貴金属と為替手形の出入国を管理する施行細則」、10月29日の「積荷の危険物品を監督管理する規則」、12月13日の「外国企業所得税法」、12月31日の「個人の為替を管理する施行細則」と「個人用為替の申請を審査許可する施行細則」などはその事例の一部に過ぎない。さらに、中国は9月30日に「国際物品売買契約に関する国連条約」に調印した（[3,10頁]）。

1982年9月に、中共第十二期全国代表大会の経済発展目標は、次の二つのステップを経て、改革を推進することを計画していた。1981年から1990年の第1ステップの期間中、1980年のGNPの2倍を実現し、1991年から2000年の第二ステップの期間中、GNPをさらに倍増させる「翻二番」（1980年の四倍）と初步的裕福の「小康水準」（1人当たりのGDPは800から1,000ドルを標準とする）の生活水準の達成である^v。

この目標を実現するために、1983年から外資を誘致する政策が、さらにいっそう緩和された。外資を誘致する政策の面では、さらにいっそうの柔軟性が示された。18件の海上石油探査開発協力契約が調印され、外資を利用する契約の金額合計は10億ドルあまりに達したのである。そして、新しく批准された中外合弁企業は105件にのぼり、契約金額は2億ドルに上り、過去4年間の合弁企業の総数を上回るものである。

1984年9月15日に、対外経済貿易部の「対外貿易体制改革についての報告」が政府に認可され、対外貿易の体制改革は本格的な改革へと移行した。この報告は、企業の活性化を目指し、新しい情勢に即応するため対外貿易の弊害なくすことを目的として掲げている。管理については、経済貿易機構の機能は政府的なのかそれとも企業的なのかを明確に区別し、責任や権利と利益の規制を整備した。経営については、対外貿易部の統制が行き過ぎ、制限が多すぎたため、貿易統制から企業経営を独立させたのである。財務については、政府の対外貿易は損益を考慮せず実施されたものであったが、企業の財務の健全化を実現するために、貿易活動と企業の財務状況との関連を強調するようになった。言い換えれば、1984年からの対外貿易の体制改革は企業の活性化をもたらすことを目的としたものである（[12,265-266頁]）。1985年には、長江デルタ、珠江デルタ、および閩南デルタの沿海経済開発区が設立され、「涉外経済契約法」が実施された。

1988年から1993年までの全体推進段階では、貿易業界の請負責任制を導入することが貿易政策のもっと

も重要な課題として取り上げられている。それと同時に、企業の外貨留保部分の拡大や、外貨調達市場の開放、さらに輸出入指令性計画の範囲も縮小が実施されるとともに、貿易に対するマクロ管理を行う体系がはじめて形成されるようになった。

この時期は第七次五ヶ年計画期間であった。1992年10月の中共第十四期代表大会第一回会議まで、中国の対外経済貿易の政策は従来の社会主義計画経済の枠組の中で行われてきた。1988年から1990年の間に、改革開放がさらに一層の深化が実現され、国際経済とのリンケージも強化されるようになった。対外貿易の輸出入総額もGDP総額も大幅の増加を実現したのである。

このような貿易政策の成功を受けて、1991年から外資企業の輸出に対する財政補助が撤廃され、損益自己負担の制度が導入されるようになった。貿易政策の改革重点は、外資企業の統一政策、公平競争、自主経営、損益自己負担、工貿結合（工業生産と貿易を結びつけること）、代理制の確立に重点を置いたのである。

1992年10月の中共第十四期代表大会第一回会議は、社会主義市場経済体系を確立したから、画期的な歴史意義を持つ体制改革が本格に始まった。その時からの対外貿易額は、社会主義市場経済の枠組のもとで、GDPの伸長と共に発展し、数年連続の高度経済成長が遂げたのである。第八次五ヶ年計画期間に、対外貿易の年平均成長率は16.4%に達したのである（[11,904頁];[16,379-380頁]）。1992年末までに設立された貿易を業務としない多国籍企業は931件であり、多国籍企業全体の企業数は4,117社に達している（[17,61-62頁];[14,65-66頁]）。

対外輸出は、一次産品と工業製品とを交換する垂直分業から、工業製品と工業製品とを交換する水平分業へ急テンポで転換した。商品輸出の中で、一次産品の占有率は、改革開放初期の1978年の53.5%から、1992年の20%に下落したのである。工業製品は逆に1978年の46.5%から1992年の80%に上昇した。

1992年から1994年の間に、既に承認された14の国家級経済開発区^{vi}のほか、さらに18の新しい国家級経済開発区が承認されたのである^{vii}。それは、経済特区に適用する優遇政策を内陸地区の一部までに拡大させたことを意味する。1990年4月から始まった上海の浦東地区の開発は、1992年に上海市を対外開放の中心と位置付けるようにしたものである。さらに内陸都市を含む長江沿いや国境沿いの40都市を開放都市、「三沿開放都市」と指定した。これらの都市には、沿海都市並みの税制上の優遇が与えられ、より多くの対外貿易権も与えられるようになった。

1994年からの改革深化の段階では、1992年10月中共第

14期代表大会第1回会議社会主義市場経済体系を確立された統一政策、経営の開放、公平な競争、損益自己負担、工貿結合代理性を推進するようという方針に基づいて改革をさらに深化させようとするものである。

この段階で行なわれた貿易に関する法律・法規及び政策と措置については次のようにまとめられる。

中国政府は、1992年7月30日に「万国著作権条約」の調印に参加し、国際条約に適應する知的所有権や知識財産権などの権利は法的に保護されることを表明している([13,268頁])。

1994年3月に、「90年代国家産業政策要綱」が採択された。この要綱は、外資導入をさらに地域的傾斜から産業的傾斜政策へ推進すると共に、外資利用の規模と分野を拡大し、インフラと基礎工業への直接投資を奨励したのである。

1994年5月に採択され、7月1日から施行された「対外貿易法」は、対外貿易を發展させ、対外貿易の秩序を維持し、社会主義市場経済の健全な發展を促進することを目標としている。「対外貿易法」の第4条によると、「政府は統一した対外貿易制度を実施し、法に基づき公正、自由な対外貿易秩序を維持する。政府は対外貿易の發展を奨励し、地方の積極性を發揮させ、対外貿易事業者の経営自主権を保証する」ことを明記している([10,1-2頁])。これは法的に政府による独占を撤廃し、国营貿易会社以外の集団貿易会社ないし私営貿易会社の対外貿易について自由化を実現することを後に明らかにされた。それは憲法改正による対外貿易における大きな法律上の動向であった。

1994年6月29日に国家工商管理局によって公布され、同年7月1日から施行された「商標代理事務所管理暫定規則」と7月5日に全人代常務委員会に採択され、同日から施行された「著作権を侵害する犯罪の処罰に関する決定」などが貿易を強化するための措置であるといえよう。

1995年から、外資企業に対して、国内企業と区別なしの流通税法と傭人所得税法が実行され、二本立ての税制を一本化する政策が実施されたのである。同年6月に、「外国企業投資方向指導に関する暫定規範」と「外国企業投資産業指導目録」が公表され、外国投資に関する315個の項目はそれに明記している。その内、172項目の奨励業種、113項目の制限業種、および30項目の禁止業種が規定され、外国企業の対中投資の方向を明確に示すものである。目録に列記されていない項目は許可業種とされる([15,54頁];[11,41頁])。

同年9月、中共第十四期第五次中央全会に採択され

た「第九次五ヶ年計画と2000年の長期目標」の中で、さらに経済体制を伝統的計画経済体制から社会主義市場経済体制へ転換し、成長パターンを粗放的なものから集約的なものへ転換すること重要な課題として明記されている。

上記の目的を達成し、更なる發展を実現するために、世界経済に組み込まれる必要があった。その具体的な措置として、WTO (World Trade Organization, 世界貿易組織) への加盟である。そのため、第九次五ヶ年計画期間における対外経済貿易政策の改革は、国内の社会主義市場経済のニーズと国際のルールに適應できる貿易体制の樹立を目的としている。それと同時に、五つの経済特区と上海市浦東開発区を除くすべての地域において、従来の外資導入の優遇政策を廃止し、国民待遇に統一することを2010年の長期目標として掲げている。また、環境の改善・法律制度の健全化・管理の効率化・市場の魅力などで、外国の資金を導入し、外資をインフラの柱となる中堅産業及びハイテク、ネオ・テク分野へ誘致し、金融と保険市場を開放する方針・政策が打ち出されている。1996年には、経営不振の企業は、企業買収と合併などの手段で企業再編を図り、競争力を強化する作業が積極的に進められている。国营対外貿易会社の地位が弱化され、輸出入が次第に行政審査と許可制度から登記制度に転換されるようになった。さらに、第九次五ヶ年計画の間に、1994年以来の人民幣と外貨との両替規定を変更する為替制度の改革が実施された。つまり、貨物輸入において、両替審査や許可制度を撤廃し、經常項目に対しての自由両替を実現することを目標とし、資本取引項目に対して管理の下での両替を目標とすることになった。農産品市場の開放とサービス貿易の開放を一段と拡大することになった。

平均関税率は、従来の35.9%から1996年4月の23%に大幅な変更が実施されたのである^{viii}。

1997年3月に、中国は三年の過渡期を経て、すべての企業が対外貿易に従事し得ることをWTOに表明し、1997年7月に、1996年公布された「中国外国合併対外貿易会社設立の試験に関する仮規定」にしたがって、中国で最初に試験許可を得た対外貿易を業務とする合併企業3社が設置された^{ix}。

1997年7月、対外貿易経済合作条約法律部が編集した「中華人民共和国対外経済貿易法律・法規・規則集」が出版された。その中には、改革開放を開始された1979年から1997年6月までに公布・実施中の法的効力がある対外経済貿易関係の法と法規は合わせて210件が収録されてある。これらは、対外経済貿易に直接に関わるものであり、法と法規を国民に明確に示すものであった。

1998年3月、第九期全国人民代表大会第一回会議は、経済体制改革を推進するために、政府機構簡素化の決議を採択

し、国务院の部や委員会を 40 から 29 に減らした。対外貿易経済合作部は保留されたが、その輸出入商品検

査局が、農業部の輸出入動植物検査局と衛生部の国境衛生検査局と一緒

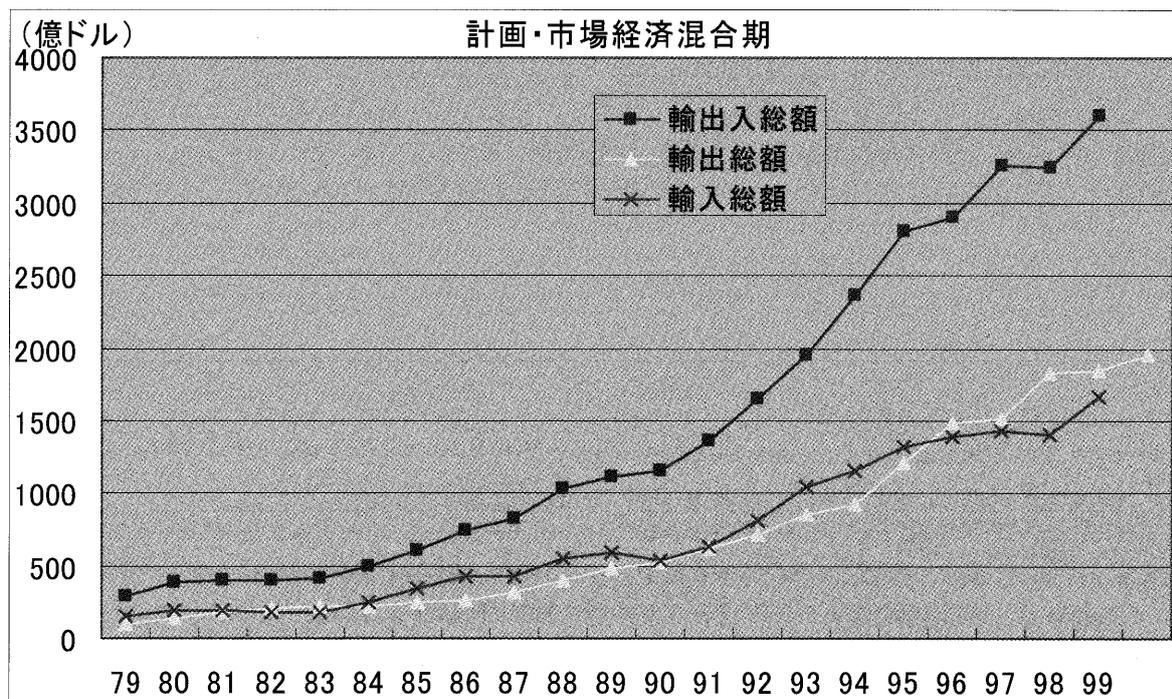


図3 計画・市場経済混合期の対外貿易の推移

に、税関総署に合併された。

1999年1月、条件付き自営輸出入権が私営生産企業にも私営科学研究所にも与えられた。私営生産企業は、いくつかの条件を同時に備えたら、自営輸出入権を申請することができるようになったのである。

このように貿易に関する法律・法規及び政策と措置が実施され、輸出入総額は年々増加し、中国の対外貿易は世界経済と一体化する動きがますます促進されるようになった。図3からわかるように、2000年に、中国の輸出総額は世界輸出総額の4.5%を占めており、輸入総額は4.3%を占めている。2001年になると、輸出入総額は5097.68億ドルを突破した。2001年のGDPは95533億元であり、2000年のそれと比べると、7.3%増であった([5,4-5頁])。

この三段階を経て、中国は市場経済へと移行していった。世界経済が一体化しつつある今日に、各国の経済発展はお互いに切り離すことのできない重要な要素となっていた。中国が本格的に世界一体化の流れに入ったのは、1986年7月11日からWTOの前身であるガットの加盟国地位の回復、そしてWTOに加盟する申請をし、着実に世界経済一体化へと向かっていったのである。

3. 中国のWTO加盟後の対外貿易

2001年12月11日に、中国は世界最大級の経済貿易組織であるWTO（世界貿易機構）に143番目の加盟国・地域として正式に加盟した。1986年にWTOの前身である関税と貿易に関する一般協定（GATT）に締約国として地位回復の申請をしてからWTO加盟までの道のりは15年にも及んだ。

従来の中国は計画経済の束縛からの脱出のため、自主的あるいは模索的に改革を進めてきたが、自主的な改革は計画経済の崩壊とともに限界に達した。貿易体制をはじめ、世界共通の市場経済システムに全く対応できないため、改革せざるを得ない時期を迎え、中国の経済発展は国際的なルールに従い、国際的な慣例を参照しなければならないとして、国内経済体制の改革が急速に行われるようになったのである。

1986年までに165件の対外経済活動に関する法律と法規は公布されている。1982年8月23日の「商標法」（1993年2月22日改訂）、1984年3月12日の「特許法」（1992年9月4日改訂）、1985年7月1日の「涉外経済契約法」などがそれに含まれている([8,2-229頁])。

対外貿易に関しては、WTO加盟条件の内容として貿易自由化、サービス市場開放に関する措置が実行しなけりなかつた。それらはプラスの影響とマイナスの影響が考えら

れた。プラスの影響は、貿易の自由化、市場の対外開放は、世界的な規模での競争を通じて資源配分の適正化をもたらし、自国にも貿易・投資相手国にもプラスになると考えられるが、マイナスの影響は、輸出品に対する海外市場の開放程度よりも輸入品に対する中国市場の開放程度の方が大きいため、短期的に見ると、中国の貿易黒字は縮小すると思われ、競争を通じた資源配分の適正化は、非効率な部門・産業の整理・淘汰を伴うことから、一時的には国内で企業倒産や失業が増加することも避けられないと予想された。

このように短期的にはマイナスの影響が目立つにもかかわらず、中国の指導部は、対中特別措置のような不利な条件を受け入れてまで、WTO加盟を選択した。その背景には、GDPの成長よりも、グローバル化の融合を通じて、外部の力により経済体制の抜本的改革を推し進めることであった。加盟前は「改革で開放を促す」であったのに対し、加盟後は「開放で改革を促す」という主動力にシフトしていこうとするものである。

WTO加盟文書の概要を表1のようにまとめられる。

表1 WTO加盟文書の概要

1. 総論	
透明性・法治行政 市場原則の尊重・無差別原則の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> 法令等の透明性を確保し、統括的、公平かつ合理的に実施 価格への介入を削減 物サービス等の調達等における内外差別を撤廃
2. 貿易関連制度・市場アクセスの改善	
貿易関連制度改善	<ul style="list-style-type: none"> 貿易権自由化（3年以内） 輸入割当等を原則撤廃 投資制限措置の削減、知的財産権保護の強化 基準認証制度の改善
関税引き下げ	<ul style="list-style-type: none"> 全品目平均 17.5%（1998年）→9.8%（2010年） 鉱工業品 16.6%→8.9% 農産品 22.7%→15.0%
サービス自由化	<ul style="list-style-type: none"> 流通、金融、電気通信、建設等につき、外資規制等の削減、撤廃
3. 中国に対する経過的措置（加盟国側の措置）	
経過的セーフガード	<ul style="list-style-type: none"> 中国製品の輸入の急激な増加に対するセーフガード（加盟後12年）
対中製品セーフガード	<ul style="list-style-type: none"> 中国産繊維、繊維製品の輸入に対するセーフガード（2008年まで）
反ダンピング/相殺関税措置	<ul style="list-style-type: none"> 価格比較につき、特例の導入の容認
経過的レビュー	<ul style="list-style-type: none"> WTO一般理事会等が中国の業務遂行状況を毎年審査（加盟後10年間）

（出所：経済産業省公正貿易推進室）

中国がWTO加盟して、国際経済は大きな転機を迎えているといっても過言ではない。WTO加盟により、中国経済の体制変換が今まで以上に急速に進められると見込まれている。外国企業は激変する中国経済をどう理解するかが重要となっている。WTO加盟前から多くの外国企業は中国を新しい市場として展開をはじめ、中国はIT産業やハイテク産業は著しい成長を遂げている。いまやこれらの産業は先進国と肩を並べ、追い抜く勢いで、最も重要な基幹産業となっている。中国は、昔のような最貧国や共産主義国家という形跡は現在の中国には残っていない。中国は今、社会主義と市場経済を取り入れた全く新しい国家へと生まれ変わろうとしている。

中国は、「超経済大国」や「消費大国」と呼ばれ、対外貿易や外国企業の市場進出は、WTO加盟をきっかけに、さらに拍車をかけている。WTO加盟が中国の持続的経済成長にとって、必要不可欠なものであったことは間違いないだろう。広大な国土と巨大な人口を抱える中国では、今後の発展にも期待がかかる。しかし、1945年ころから計画経済を脱出するために、経済発展を目標にした政策を重点的に行ってきたため、多くの課題が残ったままとなってしまったのである。中国の今後の経済動向は、持続的経済発展を行う一方、残された課題について、解決する政策を行っていかねばならないのである。

4. 終わりに

上述した中国の対外貿易政策の変遷は、中国の民主と法制建設の漸く健全化された一側面と中国の国民経済を大幅に発展させたこと、中国が世界経済の一体化の流れに組み入れたことを反映している。それは、改革開放政策が中国の対外貿易政策を含む各方面の政策及び中国特色的社会主義事業の全体にもたらしてきた歴史的意義をもつ巨大な進歩である。

改革開放前に、計画経済からなる政策は経済未発達の実態から離れて誤った政策のものが多かった。そのため世界から経済の遅れをとってしまった。

しかし、改革開放以来、国をすっかり変貌させたのは、客観的に適応する政策、特に法律法規に定められた改革客観的に適応する政策、特に法律法規に定められた改革開放の一連の政策によるものであると考えられる。もちろん、対外貿易はただ国民経済の一つの分野であり、国民経済発展の唯一の推進力ではない。しかし、対外貿易は、国民経済の諸分野の中で他の分野に比べると、おそらく一番幅広い総合分野であるから、経済の窓口として、中国の総政策及びその総政策に導かれている経済発展の全体像を見て取ることができるであろう。

中国の対外貿易を含む経済改革は、半世紀前の経済の立ち遅れた国家を次第に変貌させたけれども、一人当たりの平均年収は依然として低い。中国は、依然多くの問題を抱えて発展を続けている。発展途上国から発達国へ前進していく途中に過ぎず、まだ長い道を歩まなければならないと考えられる。

世界一体化の流れに入った今後の中国経済の持続的な経済発展とさらなる発展を期待したい。

【注釈】

ⁱ ある港において外資会社が当初所定の経営範囲をこえて品物の供給源、顧客および市場を互いに争いあう事件が頻発した。また、一部の地域で商品の高価買取を行って廉価輸出の現象が相次いで発生した。

ⁱⁱ 対外貿易寄与度（率）は輸出伸び率と GDP 伸び率の割合である。

ⁱⁱⁱ 『中国経貿』雑誌 2001 年 3 月号 18 頁

^{iv} 1991 年年末の統計によると、香港・マカオで設けてある企業を除いて、海外で設立された中国の多国籍企業は、約 2,000 社になった。その内、貿易型の海外企業は 800 社で、実際投資総額は 2.4 億ドルで、中国側の出資額は 24 億ドルで、77.5%

を占めている。1,00 社以上の非貿易型の海外企業の投資総額は 31 億ドルで、中国の出資額は 44.2%である。

（[4,265 頁]）

^v 1982 年 9 月中共第十二期全国代表大会の経済発展目標である。

^{vi} 大連、秦皇島、天津、煙台、青島、連雲港、南通、閔行、虹橋、漕河涇、寧波、福州、広州、湛江の 14 箇所をさす。

^{vii} 吟爾濱（ハルビン）、長春、瀋陽、營口、威海、昆明、杭州、蕭山、温州、福清融橋、東山、惠州大亞湾、南沙、蕪湖、武漢、重慶、北京、烏魯木齊（ウルムチ）の 18 箇所をさす。

^{viii} 日本語版『北京週報』1997 年 No.39, 6 頁

^{ix} 東菱貿易有限公司、上海蘭生大字有限公司と鮮京貿易有限公司の 3 社をさす。

【参考文献】

- [1] 黄喆斌（1996）『外経貿実務薈萃』廈門大学出版社
- [2] 国家経済体制改革委員会（1985）『中国経済体制改革年鑑』改革出版社
- [3] 国際経済貿易規範研究課題組（1993）『国際経済貿易規則、慣例通編』廈門大学出版社
- [4] 朱志明（1992）『涉外経済法通論』中国大百科全書出版社上海分社
- [5] 朱鎔基（2002）「政府工作報告」『中華人民共和國第九期人民代表大会第五回會議文獻集』全国人民代表大会常務委員会弁公庁編纂，人民出版社
- [6] 人民出版社編集（1986）『中国涉外経済法規匯編 1949-1985』（下）人民出版社
- [7] 人民出版社編集（1986）『中国涉外経済法規匯編 1949-1985』（上）人民出版社
- [8] 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会（1999）『中華人民共和國法律』法律出版社
- [9] 対外経済貿易大学国際貿易問題研究所編纂組（1988）『対外経済貿易工作手冊』中国財政経済出版社
- [10] 対外貿易経済合作部条約法律司（1998）『中華人民共和國対外経済貿易法律法規規則集』法律出版社
- [11] 中国経済貿易年鑑編纂委員会（2001）『中国経済貿易年鑑』中国経済出版社・中国経済貿易年鑑社
- [12] 中国対外貿易概論編纂チーム（1985）『中国対外貿易概論』対外貿易出版社
- [13] 沈達明、馮大同（1983）『国際貿易法』北京大学出版社
- [14] 沈伯明（1993）『国際経済技術合作』暨南大学出版社
- [15] 馬成三、梶田幸雄（1996）『対中投資のすべてが分かる事典』(株)日本実業出版社

[16]北京国際城市发展研究院(2002)『数字中国』
光明日報出版社

[17]姚梅鎮(1993)『海外投資法律実務』法律出版社